



与那原町の町魚
「ヨナバルマジク」

与那原町議会基本条例

逐条解説付き

第1章	議会基本条例5つのポイント／前文	2 P
第2章	目的	3 P
第3章	議会と議員の活動原則	3 P
第4章	町民と議会の関係	4 P
第5章	町長と議会の関係	5 P
第6章	自由討議の拡大	7 P
第7章	政務活動費	7 P
第8章	議会・議会事務局の体制整備	8 P
第9章	議員の身分・待遇、政治倫理	10 P
第9章	最高規範性及び見直しの手続き	11 P
用語解説		12 P
町議会の役割と仕組み		13 P

議会基本条例ができるまで

与那原町議会では、本条例を策定するにあたり、平成22年3月に「与那原町議会活性化特別委員会」を設置し、議会活性化の取り組みの一環として調査・研究を重ねてまいりました。その間には議会報告会、一般会議など与那原町議会としては初の試みを行うなど、着実に議会改革を進めてきました。そして、それらを踏まえてさらに調査・研究を重ねた結果、平成25年2月の町議会臨時会において、与那原町議会基本条例を提案、全会一致により可決しました。可決後、平成25年4月1日より施行開始、現在に至ります。



議会基本条例 5つのポイント

1 議会報告会の開催(第4条関係)

年1回以上、議会活動の報告を行います!

2 執行部の反問権(第5条関係)

議員からの質問に対して、論点・争点をより明確にするため、反問権を持たせます!

※反問権とは…議員の質問に対して執行部から逆質問をすることのできる権利



3 町の重要な計画を議決事項とします(第8条関係)

総合計画、都市計画マスタープラン等は町の重要な計画であるため、議決対象とします!

4 議員間の自由討議を行います(第9条関係)

議員同士の活発な議論により町政の課題を明確化し、政策提言へ結びつけます!

5 一般会議の設置

様々な行政課題に迅速かつ適切に対応するため、町民と議員との情報および意見交換の場を持ちます!

※一般会議とは…町民と議員が町政全般にわたって自由に情報および意見を交換することのできる場

前文

与那原町は、昭和24年(1949年)4月に旧大里村(現南城市)から分離・独立し、5月には町議会が開設された。先人たちの苦難の中から創造した与那原町は伝統と町民のまちを愛する誇りに支えられて、進取の気風に根差した自治の気概が存在する町である。

与那原町議会は町長と同様に町民から直接選挙で選ばれた与那原町を代表する機関である。

議会と町長は、ともに町民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また、町長は独任制の機関として、対等な代表機関として存在する。この二つの代表は互いに異なる特性を持ち、その特性を活かして競争し、協力する緊張関係に立って与那原町として最良の意思決定を導くことが双方の役割と責務である。

議会は、その権能を発揮し、町民の代表機関として、町民の積極的な地域活動を尊重し、町の発展と町民福祉の向上のためにその使命を果たすべく、役割と責務は地方分権時代の今日ますます大きくなっている。

議会は、自治体事務の立案、決定、執行、評価において自由かつ達な議論を通して論点、争点を明らかにして広く町民に公開することが議会に課せられた使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。我々は、地方自治法が定める規定を遵守し、積極的な情報公開、政策活動への町民参加の推進、町長等行政機関との持続的な緊張関係の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保について、この条例に独自の議会運営ルールを策定し、町民と歩む協働型議会を目指したいと思う。



解説

前文では、議会基本条例制定の趣旨や条例の意義について定めています。まず本町の歴史、成り立ちについて触れ、それを踏まえて今後議会が果たすべき使命がどのようなものなのかを述べています。そしてその使命を果たすために本条例の制定を宣言しています。

第1章 目的

(目的)

第1条

1. この条例は、今日の地方分権と自治の進展を踏まえて、町民と共に歩む議会としての、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることによって、町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、与那原町にふさわしい豊かなまちづくりに力を尽くすことを目的とする。



解説

1. 議会運営の基本事項とは、町民に身近で信頼され、町政の情報を広く公開し、地方自治法の本旨である住民と共に歩むかっ達な議会を目指すことを規定しています。

第2章 議会と議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条

1. 議会は、民主主義を基本とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性・透明性・信頼性を重視し、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して活動する。
2. 議会は、議会が議員、町長、町民等がまちづくり等の自由な討論の場であることを認識し、その実現のために、議会運営について協議調整し、その役割を果たさなければならない。
3. 議長は、町民の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。
4. 議長は、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を宣告するよう努めるものとする。



解説

1. 議会が町民の代表機関であることを自覚し、常に住民に開かれた議会を推進することを規定しています。
2. 議会が言論の府であり、自由な討論の場であるとの認識に立ち、町民に分かりやすい議会運営をするために、継続的に協議調整することを規定しています。
3. 傍聴者に議案資料等を提供し、適切な情報提供、情報の共有を図り、町民の傍聴意欲を高める措置を講じることを規定しています。
4. 議長が、会議を休憩する場合には理由や再開時刻を傍聴者に説明し、自律的で規律ある議会運営をするよう規定しています。

(議員活動の原則)

第3条

1. 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。
2. 議員は、町政の課題全般について、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるとともに、町民の意見を的確に把握し、町民の選良にふさわしい活動をするものとする。
3. 議員は、個別的な事業だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。



解説

1. 議会制度において、最も重要な要素であり、多様な住民意思を反映し政策水準を高めるため、議員相互間の自由討議を推進することを規定しています。
2. 議員が、町政における課題全般について多様な住民の意見を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを規定しています。
3. 議員は、地域などの個別事案だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定しています。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条

1. 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
2. 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。
3. 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
4. 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付けるとともに、その審議において、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。
5. 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて議会及び議員の調査能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
6. 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
7. 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。



解説

1. 議会の果たすべき重要な責任として情報の公開の徹底と、町民に対する説明責任の履行を規定しています。
2. 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会の原則公開と、町民の希望に柔軟に対応するため、議会と住民がいつでも意見交換することができる一般会議を設置して町民参加の機会を設けることを規定しています。
3. 法律に基づく参考人制度や公聴人制度を活用し、町民の意見・識見を十分に聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定しています。
4. 請願及び陳情は、旧来の議会へのお願という位置づけを、分権社会にふさわしい政策提案という位置づけに変え、提案者の意見を聴く機会を設けることを規定しています。
5. 多様な住民意思・意見を聴取し、そこから発生する町政上の課題を解決するための能力を強化し、政策提案の拡大を図ることを規定しています。
6. 選挙における議員に対する町民の評価が的確になされるよう、議案に対する各議員の賛否を議会広報等で公表することを規定しています。
7. 議会として説明責任を果たし、さらに多様な住民意思・意見を聴取する場として、議員全員による議会報告会を年1回以上開催することを規定しています。

議会報告会これまでの開催経過

開催日	回数	開催内容及び参加人数
H23. 3.29	第1回	2会場に分かれて報告及び意見交換
H24. 4. 3	第2回	2会場に分かれて報告及び意見交換
H26. 6.10	第3回	1会場にて報告及び意見交換会(60名参加)
H27. 6.30	第4回	1会場にて報告及び意見交換会(46名参加)
H28.12. 5	第5回	1会場にて報告及び意見交換会(19名参加)

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条

1. 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
2. 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。



解説

1. 本会議における一括質問・一括答弁は、町政上の論点・争点があいまいになるおそれがあり、これを明確にしていくために、一般質問は一問一答方式で行うことを規定しています。
2. 町長ほか町の職員は、議長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため逆質問することができることを規定しています。

一般質問とは

町政全般について町の施策や方針、考え方などを問うのが一般質問です。また、本町では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用しています。

一般質問は、もっとも華やかで意義のある発言の場であり、また、町民からも大きな関心をもたれる大事な議員活動の場であります。具体的にどのようなものがあるかというと、

例えば..

- 町の待機児童問題を解決するための施策について問う
- 観光客を誘致する為の施策について問う
- 野良猫の糞尿による環境悪化の対策を問う

など多岐にわたって質問が行われます。また、一般質問については、議員からの質問に対して論点・争点をより明確にするため、執行部に反問権を持たせています。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条

1. 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。
 - (1)政策等の発生源
 - (2)検討した他の政策案等の内容
 - (3)他の自治体の類似する政策との比較検討
 - (4)総合計画における根拠又は位置づけ
 - (5)関係ある法令及び条例等
 - (6)政策等の実施にかかわる財源措置
 - (7)将来にわたる政策等のコスト計算
2. 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。



解説

1. 町長は、政策水準が高まるような議論が行われるよう政策等の決定(提案に至る)過程を明らかにし、7項目にわたる情報の提供をすることを規定しています。
2. 議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを規定しています。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条

1. 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。



1. 町長は、予算案や決算を議会へ付議するに当たっては、前条同様に町民の代表である議員が審議を深められるようわかりやすい説明資料を作成するように規定しています。

(法律第96条第2項の議決事項)

第8条

1. 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考慮の上、次のとおり定めるものとする。

- (1) 与那原町総合計画
- (2) 与那原町都市計画マスタープラン
- (3) 与那原町高齢者保健福祉計画
- (4) 与那原町子ども・子育て支援事業計画



1. 法律では、議決事項の制限と議会独自の範囲拡大の保障が明記されており、町政全体において重要な計画等に関して、決定に参画の機会の確保と執行上の議決の必要性を比較、検討し、4項目を新たに議決事項として追加することを規定しています。

各計画の概要

与那原町総合計画



与那原町のまちづくりの最も上位に位置づけられる計画で、町の将来像を描くものであり、その分野は教育・福祉、生活環境、産業など多岐にわたります。

与那原町都市計画マスタープラン



都市形成の基本的な方針や地域のまちづくり方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成することを目的に策定されており、20年後の『都市将来像』とその将来像の実現に向けた『都市計画の指針』を具体的に示しています。

与那原町高齢者保健福祉計画



高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりやそのために必要な取り組みを整理し、本町において実施すべき施策を取りまとめるものです。

与那原町子ども・子育て支援事業計画



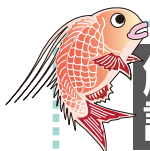
幼児期の教育や保育、学童期の児童の放課後の過ごし方、子育て支援などに関するニーズの把握を行い、「質の高い幼児期の教育・保育の提供」、「地域における子育て支援の充実」などの適切なサービスの提供を図るとともに、次世代育成支援の推進のために策定したものです。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条

1. 議長は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。
2. 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議案審議等の結論を出す場合にあっては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。
3. 議員は、自由かつ達な討議を経て、政策、条例、意見等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。



解説

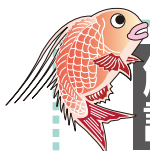
1. 議長は、議会が討論の場であることを認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営を努めることを規定しています。
2. 議会は、それぞれの会議における議案審議の結論を出すに当たっては、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出し合った上で合意形成に努めることを規定しています。
3. 議員は、自由かつ達な討議を経て、自らも積極的に議案の提出を行う努力をすることを規定しています。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第10条

1. 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める与那原町議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年条例第2号)に基づき議員個人に対して交付するものとする。
2. 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務活動費による活動状況を町民に報告しなければならない。



解説

1. 政務活動費は、議員の政策の調査・研究が確実に行われ政策提言に繋がるよう条例に基づき、議員個人に交付することを規定しています。
2. 政務活動費の用途に関する公正性、透明性を確保するため、議長に対し証票類を添付した収支報告を義務付けし、1年に1回以上、その活動状況を議会広報などで町民に報告することを規定しています。

与那原町議会の政務活動費

政務活動費は、地方議会の議員が行う調査研究その他の活動に必要な経費の一部として支給される費用のことで、議員報酬とは別に支給されます。

与那原町議会では月5,000円(年換算60,000円)を支給額としています。用途として、「調査研究費」、「研修費」、「広報・広聴費」、「要請陳情等活動費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「事務



所費」、「事務費」、「人件費」があります。

なお、議員は政務活動費を使ってどのような活動を行っているかを1年に1回「収支報告書」として議会事務局へ提出する義務があります。「収支報告書」については、町民であればどなたでも閲覧することができます。

詳しくは、与那原町議会HPをご覧ください。議会事務局までお問い合わせください。

(一般会議の設置)

第11条

1. 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会等の制約をこえて、町政全般にわたって、議員と町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。



1. 守備範囲が定められている常任委員会や特別委員会だけでは対処することのできない諸課題に対し、一般会議を設置して議員と町民が自由に意見交換することを規定しています。

一般会議の目的

一般会議は、議会への町民参加の機会を設けるとともに、多様な町民の意思・意見を聞き取りし、そこから発生する町政上の課題に対応するための政策提案の拡大を図ることを目的としています。



一般会議のようす

一般会議のご案内

本議会では、町民の皆さんの希望に柔軟に対応するために、議会と町民がいつでも意見交換することができる一般会議を設置しています。団体、個人グループなどからご希望があれば可能な限り対応します。是非お問い合わせください。

(議会図書室の設置、公開)

第12条

1. 議会は、図書室を設置するとともに、これを議員、町民、職員の利用に供するものとする。



1. 議会図書室が十分に活用されるよう、町民や職員にも開かれたものとするを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第13条

1. 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。



1. 議会、議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の機能を強化することを規定しています。

(議員研修の充実強化)

第14条

1. 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。
2. 議会は、議員研修の充実強化に当たり、調査研究に積極的に努め、その結果を議会及び議会広報等で町民に報告する。



1. 議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させ、実現できるよう努めること規定しています。
2. 議会は、議員研修の充実強化に当たり、調査研究を積極的に行い、その結果を議会及び議会広報等で町民に報告することを規定しています。

(議会広報の充実)

第15条

1. 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。
2. 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。



1. 議会の広報活動は、町民に係る重要な情報(論点、争点)を議会の視点(行政を擁護せず)から、町民に周知することを規定しています。
2. 情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、町民が議会や町政に関心を持つよう広報活動をするを規定しています。

与那原町議会HP(ホームページ)のご案内

与那原町議会ではHPを開設し、議会の情報を公開しています。議会日程や開催後の結果(議決結果)、会議録のほか、議員の政務活動費収支報告や議会だよりなども掲載しています。是非ご覧ください。

▼アドレスはこちら▼

<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/gikai/index.html>

議会傍聴のご案内

議会の本会議は公開が原則となっており、どなたでも傍聴することができます。議員の活動を直接見ることのできる最も身近な方法です。ぜひ傍聴に足をお運びください。

※日程については、HPをご覧ください。か議会事務局までお問い合わせください。

本会議の開催場所▶役場本庁舎2F 議場



傍聴方法

通常、本会議は午前10時から開かれます。傍聴を希望される方は、議場へ入場後、出入口付近に設置してある「傍聴人名簿」に氏名、住所、年齢をご記入の上、ご着席ください。

◀傍聴人席(議場内)

(議員定数及び議員報酬)

第16条

1. 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。
2. 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
3. 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除くほか、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。



1. 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定めることを規定しています。
2. 議員定数及び議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけでなく町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用して住民の代表である議員の活動の評価について聴取することを規定しています。
3. 条例改正案は、町民による直接請求について担保し、それ以外については必ず議員が提案することを規定しています。

議員報酬の改定

与那原町議会では基本条例に基づき、平成28年第1回臨時会(平成28年2月8日開催)にて議員報酬の増額改定案(議員報酬及び費用弁償等に関する条例)を可決しました。改定に至るまでの間、議会において議員報酬等調査特別委員会を立ち上げ、約10か月にわたり議論を重ね、最終的に、有識者で構成される与那原町特別職報酬等審議会の審議を経て結論を出しました。

改定前	役職	報酬額
	議長	276,000円
	副議長	230,000円
	常任委員長	222,000円
	議会運営委員長	222,000円
	議員	215,000円

(平成27年10月時点)

改定後	役職	報酬額
	議長	303,000円
	副議長	257,000円
	常任委員長	249,000円
	議会運営委員長	249,000円
	議員	242,000円

(平成28年4月1日以降)

※改定の経緯、理由などの詳しい内容は、議会だより110号(平成28年6月号)に掲載していません。議会HPにて議会だよりをご覧くださいだけです。

近隣市町の報酬等一覧

市町名	人口(人)	議員定数(人)	報酬月額(円)				期末手当支給率
			議長	副議長	常任委員長	議員	
与那原町	19,166	14	303,000	257,000	249,000	242,000	315/100
南風原町	37,679	16	300,000	250,000	242,000	233,000	315/100
八重瀬町	30,313	16	310,000	254,000	243,000	234,000	315/100
西原町	35,121	19	318,000	266,000	253,000	243,000	315/100
南城市	43,151	20	378,000	338,000	317,000	309,000	315/100

※各数値は平成28年9月末時点のもの

(議員の政治倫理)

第17条

1. 議員は、町民の負託にこたえるため、高い倫理義務が課せられていることを常に自覚し、町民の代表者として良心と責任感を持って、議員としての品格と見識を養うよう努めなければならない。



1. 議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを規定しています。

第9章 最高規範性及び見直しの手続き

(最高規範性)

第18条

1. この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。



解説

1. 議会運営における最高規範であることを規定しています。

(議会及び議員の責務)

第19条

1. 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。



解説

1. 議員は、この条例及びこの条例に基づき制定された条例、規則等を遵守して議会を運営し、町民の代表としての責任を果たすことを規定しています。

(見直し手続き)

第20条

1. 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。
2. 議会は、前項による検討の結果、条例、規則、規程等の改正が必要な場合は、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。
3. 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。



解説

1. 4年ごとの一般選挙によって議員が入れ替わる任期開始時点において、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討することを規定しています。
2. 検討の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等の措置を講じることを規定しています。
3. 町民への説明責任を果たすため、条例改正等の理由、背景を本会議において説明することを規定しています。

(委任)

第21条

1. この条例に定めるもののほか、必要な事項については、議会運営委員会が別に定める。



解説

1. この条例以外の必要事項については、議会運営委員会で定めることを規定しています。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

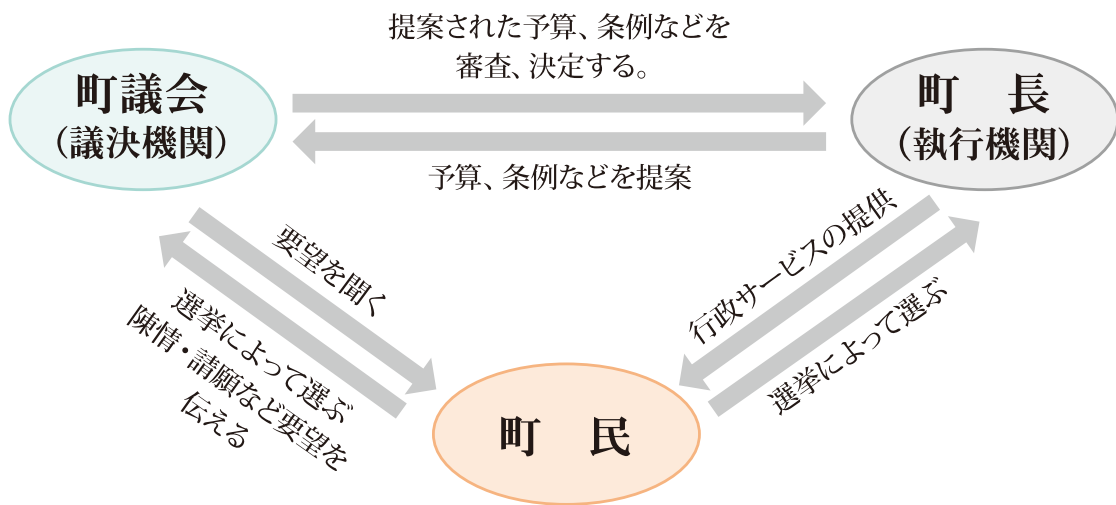
用語解説

ページ	用語	説明
20	議会報告会	議会基本条例の規定に基づき、議会が主催して開催するもので、議会活動などについて議員が直接町民の皆さんに説明し、意見交換を行うものです。
	質問	議案に関係なく、町政全般について町執行部の考えや方針を問うことです。
	合議制	複数人による協議により、話し合いで物事を決定することです。
	独任制	一人の者によって物事を決定することです。
22	委員会	本会議での審議を効率的に行うために、議案を少人数の議員で専門的・能率的に審査するための機関です。常任委員会（常設の委員会）、議会運営委員会及び特別委員会があります。
	公聴会制度	議会が重要な議案等について判断・決定する場合に、広く利害関係者、学識経験者等の意見を聴くために、本会議又は委員会において開催するものです。
	参考人制度	参考人制度とは、町の事務に関する調査・審査のため必要がある場合に、学識経験者等の出頭を求め、本会議又は委員会において意見を聴取する制度をいいます。公聴会に比べて簡便な手続で意見を聴取することができます。
	請願	議会へ実情を訴えて、善処してくれるよう要請すること。議員の紹介が必要です。
	陳情	請願と同じですが、議員の紹介がないものが陳情となります。
23	一問一答方式	質問において、納得いくまで質問、答弁を繰り返す方式です。議案の審議を十分に深めることができるほか、傍聴人にも質問の論点、争点がわかりやすい方式です。
	質疑	議案について、不明確な点や詳しく知りたい点を問うことです。
25	政務活動費	議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として、議員報酬とは別に支給されるものです。

町議会の役割と仕組み

町民の代表として選挙により選ばれ、町民に代わって町政の運営を行うのが「町議会議員」と「町長」です。町議会は議員で構成され、町政を進めるうえでの町民の意思を決定したり、町政が正しく運営されているかチェックをする機関です。町の議決機関もしくは意思決定機関といいます。

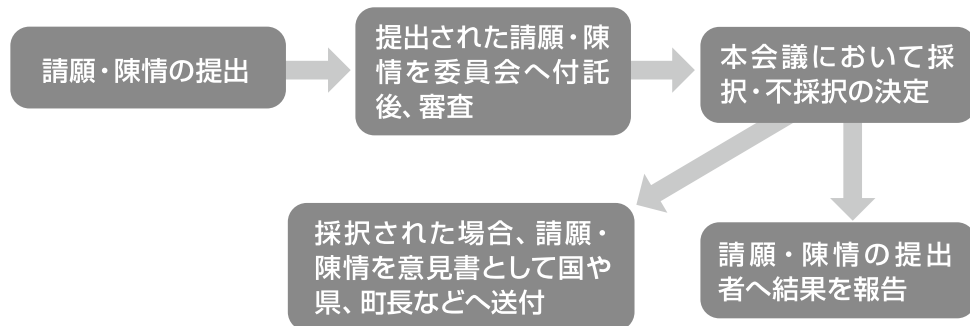
一方、町議会で決定したことを実行していくのが町長、教育委員会などで、執行機関といいます。



町議会と町長との関係性、役割を示したのが上の図です。町議会と町長は、共に町民を直接代表する機関であると共に、対等の立場にあり、町政について議論しながら町民生活の向上に努めています。

議会への要請(請願・陳情)

町政に対して、町民は要望や希望を直接反映させるための方法として、誰でも請願や陳情を議会に提出することができます。提出された請願・陳情は受理されたのち、定例会において、所管の委員会に付託・審査されます。その後、審査報告書として議長に提出され、本会議にて表決を行います。また、提出者には審議結果(継続審査を除く)を通知しています。



※提出方法については、議会HPをご覧ください。か議会事務局までお問い合わせください。

与那原町議会基本条例

発行／与那原町議会
編集／議会広報常任委員会

☎098-945-5775

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地
町のホームページ <http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/>